

押印手続の見直しに係る情報通信関係部局（郵便関係を含む）所管法令の対応について

1 改正の目的

行政手続における押印の見直しについては、規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において、原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、令和2年以内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正等を行うこととされています。また、規制改革推進会議が提示する基準により、省令等に規定する「様式」に押印欄等があるものは、押印等を求める積極的意味合いが大きいものを除き、原則廃止とされています。

以上を踏まえまして、情報通信関係部局（郵便関係を含む）所管法令に係る各申請等の様式に設けられている押印欄等について検討した結果、押印等を求める意味合いが大きいとはいえないため、下記の省令及び告示に定める様式から「印」及びこれに準ずる記載を削除するための所要の改正を行いました。

2 施行時期及び改正対象法令

○令和2年12月28日公布、令和3年1月1日施行

省 令

- ・電波法施行規則の一部を改正する省令（総務省令第137号）
（電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）の一部改正）

○令和2年12月24日公布・施行

告 示

- ・計算担当機関の指定に関する規程の一部を改正する件（総務省告示第412号）

○令和2年12月21日公布、令和2年12月25日施行

省 令

- ・郵便切手類模造等の許可に関する省令の一部を改正する省令（総務省令第120号）
（郵便切手類模造等の許可に関する省令（昭和47年郵政省令第31号）の一部改正）

○令和2年12月15日公布、令和2年12月25日施行

省 令

- ・民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令（総務省令第118号）
（民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成15年総務省令第27号）の一部改正）

○令和2年12月10日公布、令和2年12月15日施行

省 令

- ・特定電子メールの送信の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・総務省令第10号）
（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律施行規則（平成14年総務省令第66号）の一部改正）

○令和2年12月1日公布・施行

告 示

- ・郵政民営化に関する法人税及び相続税に係る課税の特例に関する省令第二条第一項及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令附則第三条の規定により読み替えられる

改正前の租税特別措置法施行規則第二十三条の二第九項に規定する総務大臣の証明に関する手続を定める件の一部を改正する件（総務省告示第368号）

○令和2年11月30日公布、令和2年12月1日施行

省 令

・特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律に基づく指定調査機関等に関する省令及び特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令（総務省・経済産業省令第3号）

（特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律に基づく指定調査機関等に関する省令（平成13年総務省・経済産業省令第2号）及び特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則（平成13年総務省・経済産業省令第3号）の一部改正）

○令和2年11月19日公布、令和2年12月1日施行

省 令

・放送法施行規則及び一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令の一部を改正する省令（総務省令第102号）

（放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）及び一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令（平成23年総務省令第84号）の一部改正）

・電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（総務省令第103号）

（電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）、電気通信主任技術者規則（昭和60年郵政省令第27号）、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）、第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成9年郵政省令第91号）、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成23年総務省令第24号）、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号）、電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）及び電気通信主任技術者規則等の一部を改正する省令（令和2年総務省令第85号）の一部改正）

・有線電気通信法施行規則の一部を改正する省令（総務省令第104号）

（有線電気通信法施行規則（昭和28年郵政省令第36号）の一部改正）

・電波法施行規則等の一部を改正する省令（総務省令第105号）

（電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）、無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）、無線機器型式検定規則（昭和36年郵政省令第40号）、電波法による伝搬障害の防止に関する規則（昭和39年郵政省令第16号）、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和56年郵政省令第37号）、無線従事者規則（平成2年郵政省令第18号）、登録検査等事業者等規則（平成9年郵政省令第76号）及び登録修理業者規則（平成27年総務省令第8号）の一部改正）

・電気通信紛争処理委員会手続規則の一部を改正する省令（総務省令第106号）

（電気通信紛争処理委員会手続規則（平成13年総務省令第155号）の一部改正）

告 示

・非標準機能提供者コードに関する規程の一部を改正する件（総務省告示第339号）

・オブジェクト識別子の構成要素値の指定に関する規程の一部を改正する件（総務省告示第340号）

・総務大臣が別に告示する要件を定める件の一部を改正する件（総務省告示第341号）

・電気通信事業法施行規則第二十三条の二の七第一項第五号ロ及びハ並びに第六項の規定に基づき告示する件の一部を改正する件（総務省告示第342号）

・電子メール通信網のプライベート・ドメイン名の指定に関する規程の一部を改正する件（総務省告示第343号）

・委託による無線局の周波数の測定に関する手続、測定方法及び手数料等を定める件の一

部を改正する件（総務省告示第 344 号）

- ・外国において電波法第四十条第一項第五号に掲げる資格に相当する資格、当該資格を有する者が行うことのできる無線設備の操作の範囲及び当該資格によりアマチュア局の無線設備の操作を行おうとする場合の条件を定める件の一部を改正する件（総務省告示第 345 号）

- ・免許人以外の者が行う無線局の運用を、当該免許人がする無線局の運用とする場合を定める件の一部を改正する件（総務省告示第 346 号）

- ・高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等を定める件の一部を改正する件（総務省告示第 347 号）

- ・技術操作を管理する者を届け出る場合の手続を定める件の一部を改正する件（総務省告示第 348 号）

- ・学校の教育課程に開設している無線通信に関する科目の確認、変更、取消し及び廃止の手続を定める件の一部を改正する件（総務省告示第349号）